

緊急告知

学習会・外国人労働者と被ばく労働

発行 日 発行 2019.4.18 1892年3月18日

原発に特定技能外国人

東電 福島廃炉に受け入れ

4月から始まった新しい在留資格「特定技能」の外国人労働者について、東京電力が、廃炉作業の続く福島第一原発などの現場作業に受け入れることを決めたことが分かった。3月28日の会議で、元請けなど数十社に周知した。

外国人労働者の受け入れ拡大のために始まった在留資格「特定技能」は通算5年。技能実習生として3年間の経験があれば、無試験で在留資格を変更できる。「熟練した技能」が必要で「2号」は家族帯同が可能になり、在留も更新制。当面は建設と造船・船用工業のみで受け入れられる。

「新資格なら可能」

東電などによると、ゼネコンなど協力会社数十社を対象とした会議で、特定技能の労働者の原発への受け入れについて説明。「建設」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」「自動車整備」「ビルクリーニング」「外食業」が該当すると示した。廃炉作業にあたる「建設」が主になるとしている。東電は、再稼働をめざす

柏崎刈羽原発（新潟県）でも受け入れる方針。東電は会議で、被曝計の着用や特別教育が必要となる放射線管理対象区域での「放射線量の正確な理解、班長や同僚からの作業安全指示の理解が可能な日本語能力が必要とされる。法令の趣旨の理解が深い」と述べたという。法務省は、第一原発内で

東電が発注する事業について「全て廃炉に関するもので一般的に海外で発生するものではない」とし、技能実習生の受け入れは「国際貢献」という趣旨から不可とした。東電は、法務省と問い合わせた結果、「新資格は受け入れ可能。日本人が働いている場所は分けなくていい」ということのできる（東電広報担当）と判断したという。

理由もあって認められず、在留期限は5年。技能実習生として3年間の経験があれば、無試験で在留資格を変更できる。「熟練した技能」が必要で「2号」は家族帯同が可能になり、在留も更新制。当面は建設と造船・船用工業のみで受け入れられる。

ルと定められている。日本語能力も懸念の一つだ。特定技能「1号」で求められる日本語能力は「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度（日本語能力試験N4以上）」とされる。東電広報担当は「日本語能力の確保は元請けや雇入れ企業に求めている」という。管理対象区域での作業について、ゼネコンの1社は「下請け作業員として受け入れる可能性はある。弊社でも日本語能力を直接確認する」と取材に答えた。一方、別のゼネコン広報は「現時点では外国人労働者を就労させない方針」と回答した。第一原発で働くゼネコン社員は「第一原発の作業はルールが複雑。放射線関連の教育が行き届くのかも心配だ。意思の疎通が不十分で事故が起こると怖い」と話す。（宮本希希）

被曝管理言葉に懸念

福島廃炉に特定技能外国人

東京電力が、福島第一原発などの現場作業に、新しい在留資格「特定技能」の外国人労働者の受け入れを決めた言葉には、人手不足がある。業者は、国をまたいだ放射線の被曝量の把握の難しさや、日本語による意思疎通の難しさから生じる労災を懸念する。

年5月、敷地内の補助室に外国人技能実習生が従事していたと東電が発表したものの、域外だったもの、不十分だったとい

日時：5月27日（月）
18：00開場 18：30開始

*** 報告 ***

- ★ 青木美希さん（朝日新聞記者）
- ★ 指宿昭一弁護士（外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表）
「外国人労働者問題の現状」
- ★ なすび（被ばく労働を考えるネットワーク）
「移住労働者と被ばく労働問題」

場所：連合会館 201 資料代 500円



共催

原子力資料情報室

東京都中野区中央2-48-4 小倉ビル1階 e-mail: cnic@nifty.com

被ばく労働を考えるネットワーク

東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付 e-mail: info@hibakurodo.net